福島県立医科大学大学院の学位授与に係る旧姓使用取扱要綱

（令和　４年　９月２７日　学長制定）

（趣旨）

第１条　この要綱は、福島県立医科大学（以下「本学」という。）が「福島県立医科大学学位規程」（平成１８年４月１日規程第７９号）に基づき博士及び修士の学位を授与するにあたり、学位を授与される者（以下「学位授与者」という。）の氏名の旧姓使用の取扱い及び手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（氏名表記）

第２条　旧姓使用による氏名表記は、次に掲げるいずれかとする。

（１）旧姓　名

（２）姓（旧姓）　名

（３）旧姓（姓）　名

（旧姓使用の届け出）

第３条　旧姓を使用して学位授与を希望する者は、別に定める期日までに「学位記記載の氏名表記届」（様式第１号）及び戸籍抄本（提出１か月以内に発行されたもの。）を提出しなければならない。

２　旧姓使用を届け出る者は、学位論文及び学位授与に係る申請書類等についても旧姓使用による氏名表記を用いなければならない。ただし、別に指示がある場合には、その指示に従うものとする。

３　届け出た旧姓の使用中止及び変更は原則として認めない。

第４条　旧姓を使用して学位授与を希望する者は、「福島県立医科大学における学生の旧姓使用の取扱要綱」による旧姓使用または「公立大学法人福島県立医科大学職員通称使用取扱要綱」による通称使用の承認の状況にかかわらず、本要綱による届け出を行わなければならない。

（旧姓使用の範囲）

第５条　本要綱により旧姓使用を届け出た学位授与者の学位記及び学位授与に関する文書には旧姓使用を用いる。ただし、旧姓使用を届け出た場合であっても、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名の使用が必要な場合には戸籍上の氏名を用いる。

第６条　本学大学院生及び退学者（単位取得満期退学者を含む。）が本要綱により旧姓使用を届け出た場合、学籍簿その他の当該学生に係る各種文書（学位記及び学位授与に関するものを除く。）には旧姓使用は反映されない。

（旧姓使用に伴う証明）

第７条　学位授与に際して「学位記記載の氏名表記に係る証明書」（様式第２号）を、旧姓使用による学位授与者に交付するものとする。

２　様式第２号の再交付は行わない。

３　第１項以外の旧姓使用に係る証明は本学では行わず、学位授与者の自己の責任において行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めのないことについては、医学研究科の学位に関することは大学院医学研究科委員会が、看護学研究科の学位に関することは大学院看護学研究科委員会が定めることとする。

附　則

　この要綱は、令和　４年　９月２７日から施行する。